會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 五 第

EANNE PARTY

卷三十第

行發目一月一十年十正大

				<u> </u>			•		1 4		<u> </u>		
獨逸大都市は旅離婚數の激増	社會主義の分類・	滿洲に於ける支那商店の帳簿	雜	大邱の令市に就い	說	地方税制度の整理	時	農業勞働問題	進歩か退歩か・	利潤の經濟的及ら済	植民政策是非.	租税は蘇補完作用に	論
數	•	店の	録	7	苑	を	論	•		ざ道徳	•	用に就さ	叢
激	•	帳簿	_	•		理を論ず		•	•	的性	. •		
增	•	453.		٠				•	•	質	•	٠	
•	•	•		•		•		•	•		•	٠	
•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	
法學士	經濟學士	法學士		經濟學士		法學博士		法學博士	法學博士	法學博士	文學博士	法學博士	
汐	小	大		黑		办		河	財	田	原	輔	
見	林	森		Œ) ###		田	部	島		戸	
=	輝	研				鄉太		嗣	靜	錦	朥	正	
澒	次	造		巖		郎		惠	治	治	য়	雄	

第五號 (通營第七十七號)

大正十年十 一月發行

論 叢

租税に於ける補完作用に就きて

神 戸

第一段 場合2敗盆税をも補完税さいふ場合(3所得税の内部に於ける財産所得の重率の賦課をも補完税さいふ場合ろ所得税を他の税 の補完税さ認むる場合!消費税の補完税さいふ場合2他の收得税の補完税さいふ場合B.騰く各種の租税相互間に補完作用行 を補完税と稱する場合い財産重課の趣旨にて特定の秘を所得秘の補完税と認むる場合[1特に財産税を所得税の補完税さいふ 租税補完作用の 意義(一租税の他種財政收入に對する補完作用二租税相互間に於ける補完作用人特定の租税又は稅部

緒言(一本研究の目的二説述の順序)

租税に於ける補完作用に就きて

第二段

はるこ認むる場合)

第十三卷 (第五號

税道徳の未だ進まざるこさ(4浦税に關する智識の進み居ること)5租税技術の未熟なるこさ(3補完作用の能否1)不利の點2有代經濟社會の複雑にして時間的にも場所的にも動搖太しきものなること(2現代諸國に於ける租稅需要の頗る大なること(3納

租税補完作用の重要(一公正原則に適應する上にてA給付能力原則に適應する上にてい補完作用の必要なる理由I現

Œ

雄

二) 六一七

の點A有利の點三經濟的原則に適應する上にてA不利の點B有利の點四行政原則に適應する上にてA最少費原則の上にてB 利の點B利益原則加味の必要に應するに於て二財政的原則に適應する上にて()十分原則の上にて()可動原則の上にて()不利

結論(全文の要旨)

便宜原則の上にて)

,

緒

言

得べからずといふことは、 で經濟事情の單純な時代は兎に角、今日の重なる國々の如く租稅に對する財政需要が巨大であり に雷同する所である。倂し事の眞相實狀は決してさうではなく、夫の舊時の如く租稅需要の簡單 やうでもある。理想派の學者は好んで之を高調し、彼等と共に半可通なる實際家も動もすれば之 租税需要を充たせば簡にして要を得たるが如くである。そして其が求めて得られないことはない せんとする租税に於て、此能力を表はすのに最好都合なる一の課税物件及標準を選んで凡べての り理論 色々の特徴ある税を組合せて補完作用を發揮せしめ以て租税要求を充たすここが實際の狀況であ 經濟界の複雑な時代には、到底單稅では此需要に應じ又此に適切なるものたることが出來ない。 由來、 もが之を認めて居る。 租税に就きては單税論がある。古くよりある。理論的に考ふれば給付能力を公平に捕捉 理論上興味ある問題たるを失はない。そして實際立法の上にも重大な 斯く一見すれば容易に出來得べきが如き單一又は簡單稅が實際出

問題である。敢て一文を作つて之を研究する所以である。

を各方面より説かうと思ふ。 二本文説述の順序としては、 先づ租税の補完作用の意義本質を明かにし、 次ぎに其重要なる所以

第一段 租税補完作用の意義

一租税の他種財政收入に對する補完作用 きて述べやうと思ふ も意味し得る。併し其は暫らく此に問題外とする。で此には各種の租稅相互の間の補完作用につ の中に就いて、他種收入例之官業官有財産收入等にて充たす能はざる所を補足するといふことを -單に租税の補完作用といへば、租税が諸の財政收入

二租税相互間に於ける補完作用

税又は稅部を補完稅といふ場合がある。 A 特定の租税又は税部を補完税と稱する場合 卽ち特定の稅を以て他の特定の稅に對して補完作用を爲 租税相互の間の補完作用につきても、 特に或

すと認むることがある。其にも色々の場合がある。先づ

い財産重課の趣旨にて特定の税を所得税の補完税と認むる場合――があり、 1特に財産税を以て所得税の補完税といふ場合――がある。此は現に人の知る如く普國に 就中、

論 叢 租税に於ける補完作用に説きて

(第五號 三) 六一九

第十三卷

第十三卷

(第五號

て財産税のことを補完税といふて居り、 は所得稅てふ中心稅に對し、 特に財産重課の為 別名がむしろ本名にさへなつて居る。 めに其足らざる所を補ふといふ事にある。 **其趣旨は主さして**

理 論上も確 かに其に價値を認め得る(註

ヘツケルは曰く財産税は補完税さして特段なる租稅形式に依つて、有基所得を勞働所得よりも一層强く課稅すること

に用立つこさを得るの

註こ

(2 財産税のみならす - 收益税をも所得税の補完税といる場合: もある。 其趣旨は矢張

b 右

財産税に就きいへ ると同である(註二)

註 例之フィスチングは、 一般所得税の補完さしては、唯だ收益税又は財産税が役立つこさを得さいふて居る。

|補完課税と為す場合| 3財産税收益税のみならず所得税の内部に於ける勤勞所得に比して財産所得の重率 ―卽ち獨立の稅のみならず、 所得税の **内部に於ける重課を以て均** 0 賦課

をも

と同趣旨に於ての補完課稅の 形式とすることがある(註三)。

前

註三 依る財産の重課さの二の主たる方法があり、そして後者にては或は財産税により、 () 所得税を他の税の補完税と認むる場合 例之、フィスチングは別の處にて、補完課税の形式さしては、 ―がある。 一般所得税の範圍に於ての財産所得の重課を特別税に 此は前の場合とは趣旨が別異であ 或は收益税によるさいふて居るの うて

いの場合にても財産重課のみの趣旨ではなく、 脱の收入の足らざる所を補ひ又は他税が公平課税上不滿足の點あるを補ふといふにある、 唯だ其が主たる目的といふのみであり、其に所得 尤

他

1) Heckel, Lehrbuch. I. S. 209.

3) Fuisting, a. a. O. S. 354-

²⁾ Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 94.

税收入の不足を補ふといふ趣旨も加はり得ることいふまでもない。偖て又此にいふ所得稅を他稅

の補完税といふ場合に更に二通りある。

Ⅰ消費税の補完税といふ場合-

其は例之ニッチの如きが使つた。

彼は人税を消費税の補

完税といふたの

2他の收得税の補完税といふ場合----此はヘツケル が現に使つて居る(註四)。

の度に應じて完成するここに依りて然りさい ヘツかルは曰く、 所得税の地位は、收得税の其他の形式のものの補完である。前者が後者な、箇別經濟の簡々的事情

の特定税の補完と爲すのであるが、斯く局限せずに、廣く凡べての稅の間に補完作用 (B廣〈各種の の租 税相互の間に補完作用行はると認むる場合 ――前に擧ぐるのは、 或特定税を他 が行はると

むることがある。 其意味は、 此が租税體系問題の上には最重要であつて、私の此に特に論じやうといふのも

あ なく又適切に捕捉することを得ぬ(註五)。 0 實に此に在る。 て租税體系を完成せしめやう、又之を完成せしむることが出來るといふにある。詳しくいへば今日 3 財政經濟 から、 之を適當に組合せて補完させやう。 及社會事情の下に於ては到底如何に理想的公平なる一稅を以てしても給付能 一税の缺點を他税の特徴により補ひ、 然るに各税には給付能力を捕捉するに於て其々に特徴 即ち所得税が幾ら良い税であつても、 斯くて諸税の間に相互に補完 此とても漏 力を漏れ

一般に於ける補完作用に就きて

(第五號

Ŧ

六二

4) Nitti, Principes. p. 316.

⁵⁾ Heckel, a. a. O. S. 207.

て捕捉しやう、其にて補完せしめやう、 收益の擧けらるゝ所にて押さへ、更らに財産を所有する所にて押さへ、交通消費事實をも押さへ れなく適切に能力を捕捉することが出來す、少からず脱れるものが生する。 多敷稅の結果多少不利なる觀點もあるが、 ものであり、 しやうさいふことが最主たる趣旨であるが、同時に又一稅にては到底今日の大な財政需要を充た の補完作用の重要を動かすに足らない。 し難いから、 そして、 他税にて其缺陷を補はうといふこともあり、 經濟界に對する壓迫、 又差等課税上所得税のみにて不滿足な所をも多少は補充 又壓迫や厄介については單稅の場合の重き其を他稅によ 併し其等も良く々々考ふれば大したものではなく、 人民の受くる厄介、 具もが前者と殆んご並行する位 政府の被むる多費等につきては 其を各の源よりして に重 彼

を用ゐるもあれば、或は之を用ゐすして唯だ其意味の重要を認むるも少くない。或はひろく諸稅 h 交通税の間の其を説くもあるが、其意義又は趣旨は大體右いふ所の如くである(註六)。 相互間の補完作用を説くもあれば、或は直接税間接税の間、 緩和 し補完するといふこともある。そして右補完作用を學者が説くに就いては、 或は直接税消費税の間、 補完といふ詞 或は直接税

(註五) 前論文、所得税の弱點參照。

官廟よりの所得の決定を行はうこ思へば、其뾁定官廳に於て到底假定することの出來さる如き箇別鑑濟の智識を前提すると 倘ほ、スタインは之につき、各種の税の一の體系に到達する爲めには、人は所得其ものが簡単に計算し又は課稅し得る所の 一定の確固たる限界ある物體でないさいふこさを明かにしなければならぬさいひ、エーベルヒは、單一一般所得稅は、

6) 本論叢十三卷四號、

の他のものは、之を公平に取るここの絶對に不可能なことである。凡べての税が一部は遊くべからずに不公平なもつさいふの 税は所得及其課税すべき給付能力を凡べての私經濟に於て同一の精密、完全及信賴するに足るここを以て確定するの不可能 所得も亦た之が非常に輕易でなければ一部逋脱する。 により失敗すさいひ、ポーリユーも、各國の經驗に依れば、單一直接稅は凡べての小所得を課するここ困難であって、 更に租税の給付は単一所得税にては勘定に入れらる能はさる公正の種々なる根據に基くさいひ、 |國家の必要の大いミきに、單一税の制定に反對する第一位の理由 ポルグトも單

註六 今諸家の既を分類して示すであらう。

1廣く諸税の間の補完を説くもの-によりて平準し以て一の調和的建設物に纏めらるるが如くに測定すべきものであるさいひ。パステーブルは「單稅の危險は -例之、ヘッケルは各種の税の避くべからざる缺點を他の形の税に於ける補完作用

此が如何に巧妙に測定されたにしても、所得に適富な比例的たることが出來すして、他の課稅標準たる資本又は支出の行は

異つた秘の結合によつて、誤が或ものにては小なることが出來、且つ恐らくは他の稅

れた場合で同樣重大なるものである。

する對重さなるであらうさいひ、ボルグトは、現在する給付能力の上に租税負擔の出來るだけ公平なる分配な、相互の補完 作用に於て頗る不公平なるべきこさな示す。追脫さ不正申告さは最良く制定された所得稅の公平な破るこさな得るさいひ、 の作用によつて補償さるべきである。 **ボーリューは色々の税の各の税率の適用に避くべからざる談が、全く同一の租税義務者に重くなるここは殆んご不可能であ** 税によりて過重に取られた者は、恐らくは他の者によつて寬恕さるゝこさゝなるであらう、凡てが相寄りて均衡を生 併し單税では斯かる矯正の餘地はない。經驗は一見完全に公平なる税が、實際には其

が爲めに租稅立法は所得稅の外に、 きである。然るに所得標準の硬性的なるここが、箇人的生活方法の結果たる各箇の租稅能力の洞察を許さない。之を知らん により全體に於て適當に齎らす爲めに、歴史的に成育したる事情に應じて適當なる租税の體系ある結合を要すこ爲し、 ンは所得税の全所任務は密に所得い大さを確定するのみならず、各箇の義務者の全需要に對する所得の關係をも確定するこ 般所得税によりて目的を達するこさは不可能である此に於てかむしろ互に豧完し同一の物體を種々の方面 他の租税形式に存する所の補完の澤山を要すこ為し、コンラードは所得確知の困難の爲

めに、單

9

論

叢

租税に於ける補完作用に就きて

Stein, Lehrbuch. 5Aufl. II-I. S. 495. Eheberg, Fw. 9Aufl. S. 181. Borght, Fw. S. 91. Beaulieu, Traité de la science des finances. 5éd. I. p. 186. 187.

(第五號

ţ

論

配が多樣複雜さなればなるほご、更に愈々多く國民經濟的道義的及行政的原則が課稅に於て標準さして認めらるくこさゝな 卯何なる税も單獨にては完全でないから、全租税體系の判斷に於ては、常に如何なる度に於て其各部の不完全が互に補完さ ればなるほご、 り捕捉する所の の一にて現はるゝさきよりも全く異つて重くなるであらうさいひ、コッサも人は多敷税より成る所の體系によりて、 かを間はなくてはならぬさいひ、エーベルヒは缺點あゟ賦課が、全租稅收入が單一稅で齎らさるべき處では、此が數多稅中 るくかを間はなければならぬ。即ち一税より不均衡的に高く税せらるく所の國民元素が他の税により相當に低く税せらる 租税體系は、益々事實上、失の三方面(收得、財産、消費稅)に成形するこさいなるさいひ、ロッシアー |租税の體系を作る必要を見ることくなるといひ、ワグナーは租税需要が増加すればするほご、

2直接税間接税間の補完を説くもの――例之、シエフレーは箇別化したる補完的且つ臨時的なる特別税(間接税)が其補完税 又は名義上の鉄點ある單一税の鉄點を避けんさすさいふ。 税を補完さして要する。消費税は多くの各箇の者を捕捉しない。俳し或金き種類を不相當に貧擒せしむる。 然るに直接一 純粹且つ完全には働かない。此故にも租稅の體系ある多樣、租稅體系が必要である。實に消費稅及其他の特別稅は一般直接 として直接税を要することは、恰から直接税が補完税として特別課税(間接税)を要するのと同である。一の税種は単獨にて

て直接一般税に用立つここな得る。後者の綱によりて多くの所得財産、最大の動産並に捕捉すべからざる小なものが漏れる。 は一般に粗秘力を課税する。そして貧擔が全く各箇の特段なる種類に歸することを妨ぐ。反對に消費及交通稅が補完稅とし 税を補完し矯正するを得るミいひ、フイスチングは租税の敷多なるこさによりて、各税に必然件ふ所の不完全が大に制限せ 直接税によりて頂擔に來らさる租税力が凡べて消費及交通税にて課税せらゐる。醬及住居税は直接人稅さして働き得る。少く らるる。 さも此が良き人税にて代られざるだけでは、其鉄陷を充たす。相續税其他の交通税は、鉄點あり又は不均衡なる所得及財産 人的給付能力に適はず、唯だ課税の一般ミいふ要求のみを充たさんさするものが間接税である。 -公正原則に從つて成形さるる租稅體系にて′人的給付能力による課稅の要求を實現すべき租稅形式が直接稅で、 ――直接税ご問接税さは二

の相互に全く異つた租税體系の塊を成し、一方によりて達せしめざる目的が他のものにて其充實を見出すが如くに交互に補

8) Heckel, a. a. O. S. 150. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 343. Beaulieu, I. c. p. 188. Borght, a. a. O. S. 91. Cohn, System d. Fw. S. 316. Conrad, Grundriss. Fw. 2Aufl. S. 16. Wagner, Fw. 2Aufl. II. S. 516. Roscher, System d. Fw. 5Aufl. I. S. 323. Eheberg, a. a. O. S. 181. Cossa, Grundr-

られた所の右の區々たる殻の多敷は、啻に所得の全體を直接に見出すこさの不可能の爲めに財務立法に引入れられたのみな 産の表示こして考へられたる或支出の上の税である。國民に於て道義及正義原則の實現の爲めに向けられたる單一稅に代 完すべきものであるこいひ、パリユーは入が一般財産又は所得税の適用を一層確實にする爲めに之を分割しなくてはなら ここを唱へたのみならず、所得の表象こして特に明瞭なる支出を捕へた。享樂品税、消費品税及多數の行爲税は關係者の財

的統一に集成したる良く完成したる租税體系(彼の獨特の考)は正常の事情の下には合理的に測定されたる國家需要に應する らず、 徴收の或方法(間接税)に伴ふ政治及經濟上の利益の爲めに引入れられたこいひ、フォッケは收益税さ所得税さな調和

爲する 3直接税さ消費税さの間の補完を説くもの――例之、ニッチは間接税即ち消費税は所得賦課の方法を與ふるが爲めに必要で あるのみならず、||吾人の躁氣の必要とする大なゝ收入を可能ならしむる。 兎に角虞に多收的のものである。 尤も彼は此補完を完全なものさは認めて居られ[®] 此間接税が豫算

を得る。併し實際には此條件を欲くの故に、此租稅體系を消毀稅交通稅(及財產稅)によりて補完することが避くべからすと

の土臺を成して補完さるる必要をもつ。此が人税によりて補完さるる。 ルも直接税の弱點は間接税の長所である。 直接税の自ら生ずる困難(一部は技術的で一部は政治的)を避くる爲めに 諸國にて人税が補完税の作用な爲すさいひ**、**パステ

|4||直接税さ交通税さの間の補完を説くもの――例之、ヘッケルは、所得の成形の爲めには相對的に確定したる價額の變化| 一般に消費税を採用しなくてはならぬミいふ。

てのみ適用さるくこさが希望すべきである。 はれず所得の成立にても捕捉されざる收入がある。此等の元素の機能を不考慮こすれば、其は一の認識すべき缺陷を示すさ 相當なる分前を発るるが如き富の形式を捕捉するものさして、及直接税に於ける報告の正當につきての貴重なる資料を供す バステーブルは交通税は一の從鰯的の財源こして、唯穏かなる度にて及主さして財政に於ける缺陷を補完する目的 一部は特別なる勤務に對する手敷料さして一部は他の方法に於ける耽の其

Ų

不動産の移轉、種々な種類の財産の交易等が重要である。他方には又、營利生産に關係はあるが、收益稅財産稅の賦課に現

(第五號 也 六二五

第十三卷

るものさして、此が收入の從たる方便さして續くべき良き理由を有するさいふ。

租税に於ける補完作用に就きて

iss d. Fw. S. 135.

- Schäffle, Steuern. A. T. S. 349. Fuisting, a. a. O. S. 17. 22. 23. Parieu. Traité des impôts, 2éd. L. p. 48-9. Vocke, Fw. S.355ff.
- 10) Nitti, l. c. p. 316. Bastable, l. c. p. 352. 357.
- Heckel, a. a. O. S. 212. Bastable, l. c. p. 356.

第二段 租税補完作用の重要

ある。其は此が今日の文明國の租稅制度又は體系の基礎になるからである。 吾人は右終の意義に於ける租税相互の補完作用の利用といふことに特別の重要を認むるもので 租税體系は實に此作

一公正原則に適應する上にて

用を利用するものに外ならない。

今此作用の重要なる所以を分説しやう。

り、 捕捉する爲めには他の諸の特徴ある稅を設くることを要する。 條件とするが、其の爲めには租稅は唯一つのみでは駄目で、例之.所得稅の如きでも不滿足であ A給付能力原則に適應する上にて――凡そ一國の租稅は給付能力原則に適應することを最要の 相當に色々の税を組合せて補完作用を發揮せしむるを要する。卽ち給付能力を公平に完全に

(い然らば何が故に斯の如き必要ありや、何が故に一稅にては右の機能を十分に發揮し得ざる

かといふと、其には先づ

には、 なくてはならぬ。 人々の經濟上の地位义は力は極めて簡單明瞭であって、甲乙丙丁の間の力の相違は例之、 (現代經濟社會の複雑にして時間的にも場所的にも動揺の太しきものなること――を攀げ) 夫の昔時の如く、主として狹き地域内にて寧ろ自給的なる農業を營みたる時代

. る。 係なるがあれば、 關係して居る者もある。 濟上の力の差等が非常に大くなる。大富豪と貧乏人との間には力に於て無數の等差ある人々 彼等の耕す所の土地、 b は他地方外國にも及び、其も固定して居らず、 に近き税たるこさを得たのである(註七)。然るに經濟が進步して、今日の程度になると、人々 の明日 其職業又は生業の種類も雑多であつて、決して一樣でない。 は盛り返し、 極粗なる形に於ける地租のみとか、叉は其に人頭稅とか位の一二の稅にて略ぼ公平 竇買賃借助成の關係なるがあり、其或ものは内密の關係であり、 其も土地の品等の差の少き時なれば單に其面積とか、 或は表面上立派でも内狸は大に困つて居り、 而かも其交渉する所、他人に及び、他人との間に込入りたる組合共 昨日の盛なりしもの今日は衰微し、 特に又一人にして數多の事業に 或は表向き質素でも內面 成年男女の敷の如き 今日衰 亘る所の の經 72 範 同 裕 福 あ る

捉 な 要さなる。 定めることは太だ難い(註八)。此場合各人の給付能力の基礎としては所得に重きを置き、而も各人 の自己申告に依る外ないが、併し此のみにては到底安心が出來す、其以外外部に於ける調査も必 るがあり、 其が土臺になつて又人儲けにもなり得る。 或は別に表現的 然も其が完全なるを得ないから勢ひ面倒であつても、或は元に行きて財産價格にて捕 物を賣つても必ずしも儲けるとは限らず、 なる (註九) 收益を捕捉し、 其他、 此間に或人の所得如何、 損して賣ることもあり、 交通事實とか消費事實とかを捕 給付能力如何を精密に 損したと思った へて、 所

取 租税に於ける補完作用に就きて

(第五號 一一) 六二七

カの 得に の如き箇々の ことは、 推 τ は捕 移に 啻に捕捉上に 都合良きのみ ならず、差等課税を 一層完全にするにも 都合良き欺もあ 追隨する為めには、 掟 |出來事を捕ふるものを情るを要することゝなる(註|○)。 其に色々の稅があるとい 難きものを捕捉して補完する外なきこととなる。 是非とも所得税等いふ如き固定的のものでなく、 特に夫の變轉極まりなき給付能 交通税や消費税

此點に於ても諸稅間の補完作用が存する。

ち小なる租税需要に於て及簡單なる經濟及法制事情の下に、隨ふて一般に舊時に於ては、租稅體系が實際此種のものに制. ロツシアーも發達したる國民經濟にては餘りに簡單なる租稅體系は其壓迫が頗る不平等さなるさいふ。 せられたここを示すさいひ、ウンプエンバツハは原始的國民經濟狀態の條件を缺けは缺くほご單一税の見込は小いこいひ、 る諸税が適當に制定せらるゝさきには考ふべからざる事ではない。實際にも不可能ではない。現に歴史は次の事を示す。 グナーは租税體系を此等の税(收得、 財産、使用税)中の單なる一に、特に收得又は使用税に限るこまは、此に屬す

計 が斯く多様なる所得な測定し、 て一般及單一なる如何なる靴もが、財政制度に重要なる二大性質たる平等と一般さな有つここな得ぬ。如何にして公共團體 に計算し得るのは唯極稀であるさいひ、ニツチは生産の形式は複雑で、産業の活動は多様であり、富の運動は激烈なるを以 財産の不確實、商工業の發達の爲めに、人々の多數なして其所得の實額な隱匿するここを大に容易にしたさいふ。 スタインは所得成立の運動は非常に多樣で又其内容及成果に於て非常に變化し、人が之を十分明瞭に自覺し又は數的 單一 一税に依りて凡べての所得な課税し得るやさいひ、ポーリューは近世社會にては職業の多

尚ほ前掲註五巻照 ヘツケルは曰く、收益税では租税技術上の方法は推測的の收得を税しやうこし、而して平均及外形標準に結付くこい

2) Wagner, a. a. O. S. 516. Umpsenbach, Fw. S. 182. Roscher, a. a. O. S.317.

12) Vagner, a. a. O. S. 510. Omplehbach, Pw. S. 102. Rosenda, a. 18) Stein, a. a. O. S. 496. Nitti, l. c. p. 314. Beaulieu, l. c. p. 187.

14) Heckel, a. a. O. S. 206.

註〇 ヘツケルは單一税には、租税資擔の分配、即ち、所得の大さ及種々なる源(營別經濟の全所得の因て出づる所の)の

するさいふ困難な驚らすさいひ、エーベルヒは単一所得税では箇人的及變轉する所得事情に常に追跡するこさにつき殆んご 檐に任ぜしむるここを單一税に保らしめんこするこきに、租税力の澤山のものを正常且つ適當時に捕捉するここを不可能 變轉に斷へす追跡するここに於ける租税技術上の困難があるさいひ′ コーンは今日の生活の可動的なるここが、人が公共育 打勝つべからざる困難に結付くさいふ。

《註一十》 ヘッケルは之につき、財産税の補完作用は、所得が資本及勞働の共力より生する處に全く特に現はるさいひ、 勞働に基く所得さ財産に基く所得さの異りたる給付能力を十分區別しない。隨ふて有基所得の源にかかる他の税によりての ツは人は給付能力の標準による單一稅さしての所得稅に次の如き根據ある非難を爲す。卽ち此稅が精密に賦課せられても

'n ح めなくてはならぬ。 ても一税の下にそんなに大して逋稅しやうさはせぬ(註二)。 を行はしむるの必要を生する一原因である。若も舊時の如く租稅需要が極小であれば、 しきものでもないがっ 單一税の下に其率が高くなつて之を逋脱しやうといふ念の刺戟することが大でなければなら 補完を要するミいふ。其他私の孝では財産税は所得税の行ふ能はざる確實的所得重課をも行ひ得る。 (註1川)其れで此重き負擔を敷多の稅に分割して負擔せしむることに依りて此刺戟を薄から 2現代諸國に於ける租稅需要の頗る人なること— 特に凡べての税には何等かの缺點をもつを免れないのに、 重くなればなるほご著しく其が現はれて堪へ難くなる。 亦た諸税並び行はれて、 けれごも今日の如く租 其が輕稅の間 重き租税需要を凡 税需要 給付能力捕 人民に から は著 大 於 挺

べての一税にて充たすことになれば不公平が此に偏重することになる(註1四)。

租税に於ける補完作用に就きて

第十三卷

(第五號

六二九

此が敷税に分配

15)Heckel, a. a. O. S. 146. Cohn, a. a. O. S. 316. Eheberg, a. a. O. S. 182. 16) Heckel, a. a. O. S. 209. Lotz, Fw. S. 256.

るれば其各が輕いから堪へられることが出來る。

前出註七ワグナーの詞參照

大の非難が爲さるる。 ロッツは一般所得税には、此が公平に課せられないで各箇の富者が逃れんさするだけにては、公正の觀察點より 而して隠匿の試が、非常に高き率が所得より課せらゐるこきに頗る婚加するここさなるさいふ。」

註四 鉄點があつても一層輕い數多の税は其凡べての缺點を有する單一の非常に重き税よりも一層小い災害であるさいよ。 ロッツは曰く、税率が高ければ高きほご不公平が愈々多く感ぜられ且つ堪ゆべからざるこことなる。

要とする理由となる。若も人々が凡べて進んで稅を負擔するを辭せざるの態度を示すならば、 との心情を有つことが、又一税にては租税需要が充たされず、敷税をして互に補完せしむるを必 3 納稅道德の未だ進まざること――今日の人民の多くが租稅につき出來るだけ忌避したし 加

に近いものが行はれ得やう。 何に經濟界が複雑であつても又稅額が巨大であつても、所得稅のみにて少くとも略ぼ完全な公平 勿論其は略は完全で、 飽迄も真の完全ではない。 複雜且 一つ變動 的な

育し、 まじ成るだけ少く出 如何に租税制度を完全にし、 したしとの念慮の强烈なる以上は、 制裁を嚴重にしても、 所得税にては到底完全に給付能力を捕捉 多くの人に於て租税を出 來るだけ Щ

税により略ば完全に給付能力を捕捉するのには、

することは出來ぬ。

所得は所得税丈けでは到底公平に捕捉し盡されない。

併し其は兎に角とし、

如何に租

稅道 義

道義心がなくては出來ないことであり、其は今日の社會には望み難いことである(註|五)。而して 義務者一般に非常に大な を数 Lotz, a. r. O. S. 256. Lotz, a. a. O. S. 255.

期するを得ぬから、尙進んで租稅制度上色々の支持點を捕へて異種の稅を作り、以て逋稅の出 とによりて出來得るだけ其濫用を制することにて甘んずる外はない。併し其は到底十分な効果を の存在を滅却せしめることとなるの故に、吾人は遺憾乍ら法制上の懲罰制裁と社會道義上の訓育 其場合果して望ましき經濟上の發達の期し得らるるやに疑あるのみならず、斯くては租稅其もの を得ざる所である(鮭-六)。之を抑制して利己心發動の餘地なき社會を作ることも想像せらるるが 其の彼等か租税を避けんとするのは、 現代の經濟組織の基調たる箇人主義利己心に基くので已む 來

所得があつても、 此等のものの何れよりも漏れるといふことは餘程の例外事である。で今日の人民の道義狀態の下 象とかを捕える税があれば、 とともなり得る。 所得者に道義心が乏しければ、純所得がなかつた、損をしたといつて逃れるこ 然るに別に總收益とか財産價格とか、更には交通上の事實、消費又は支出上の現 所得税では漏れても其他の何れかの税で捕へられることが 出來る。

難いやうにするより外ない。卽ち所得稅といふ一稅なれば、其物件が純所得であるから、

實際に

(註一五)ヘツケルは單一税は租税義務者に於て良心義務觀及正直の全く非常なる度な前提すべしさいひ、エーベルヒも單一一 於て正直、愛國心、精神的教養が租稅義務者の塊の間には、彼等に誠實さ犧牲心さた要求し得るに足るほごには十分に普及 船所得税は、此が特に租税義務者の自己申告に基くべき處にては、假定するを得する如き正直の度を前提すさいひ、カンプ ンパツハは単一所得税は其が出來るこすれば、人間性を失ふが如き度の道義精神狀態を要すべしさいひ、コッサも實際に

には

國租税制度が色々の税の補完作用を利用することは避くべからざる所である。

叢 租税に於ける補完作用に就きて

二卷 (第五號 一五) 六三一

せずさいふ 19) (註一六)フィスチンかは殆んご凡べての人が自分を課税せず双は一層少く課する所の税を良きものこし、又は現存のものより さ い い ひ ふ ? 20)ラ も良きものさするこさは、一部は人民の利己心の、一部は國民義務に關する不完全なる認識の避くべからざる結果であるさ ウも租税義務者の一部は常に租税事實を利己心より隠匿せんさし、又は完全に知らしめざらんさ試むるものである

が租 .枕の逋脱を爲すに必要なる智識をも相當に有ち居ることが右の捕捉難を助長する所であ しで捕捉難があり、 4逋稅に關する智識の進み居ること― 隨ふて諸税間の補完作用を利用するを要することゝなるが、更らに彼等 -右いふ如く今日の社會の人々の租税道義が進

之を行ふに由がない。然るに今日は教育が普及し、各人の凡べてに相當に此援道講究の り、其上に專門家があつて俯究しても居るから、其が又之を助けて稅法を巧妙に援けることを多

彼等に逋脱せんとする念慮が强烈であつても、之を行ふに適當なる手段を見出さなかつたならば

ずることしなる。 て取らるゝこさになれば、 からしむる。他方、 難しといふこさがある。 合法的脱税といふ詞さへ出來て居る。 立法に於て行政に於て色々精細に防止方法は講じても、 人々は此法律にか 方を防げは他の何處かに抜けることになる。 ゝらざるの工夫をして、少くとも或度まで負擔を輕 直實に於ては確かに脫稅であつても法文 之を抜けるものを生 **所得税のみに**

上之を押

くすることを得る。

其故に之を押へる爲めには、異りたる物件異りたる標準を課稅するもの

ス 補

があ

Eheberg, a. a. O. S. 181. Umpfenbach, a. a. O Heckel, a. a. O. S. 146. 19) Cossa, a. a. O. S. 137-8.

Rau. Grundsätze d. Fw. 5Aflu. I. S. 429. Fuisting, a. a. O. S. 26. 20)

E 完を要することゝなる。 より 押 Ġ 'n 得るものも 所得税では逃げても財産税 あ る。 頭隱くして尻かくさずさいふことは世 あれば取られるものは多々ある。 の中に珍らしくない。 或は收益税

幾ら 角と 少通 々 輸出入等の調査より推算し、 の為めに保存せらるゝことにもなつて居る。 べてカ 12 當に進んでは居 σ_{j} ものが餘程良 此見地 ヹ 進 して技術の不完全の爲めにも多少の不公平を発れないのに、 脫 ~平準 備 1 O) (5) 餘 ü ۴ 租 されることも出來るけれざも、 あ に取つて其の人の住所地に配當して此にて綜合せしめ、更らに其 よりしても敷稅の間 地 稅技 るが、 カゞ ある。 く捕ふることにはなつて居る。 る。 狮 の未熟といふこと――もが蒲完必要の一因であ 併し神ならぬ當局者の到底完全に所得を調べ上げることは出 所得税なごにして見ても、 又之が追求餘りに敏に過ぐれば過酷の誹をも受くることになる。 利益率は模型的の事例より類推するの方法も行はれて居る。 Ø) 補完が望ましい(註一八)。 税なれば共が一方に集中し偏重するを発れない 或は商人の所得にしても、 例之各人が各地にて得る所の微細な所得でも、 前より見れば餘程技術が進 此が敷多の税についてなれ る。 此技術も舊時より見れば 其竇上高は生産消 んで來て、 カ 1 水口。 ۲ は後日 從來逃が 矢張 其は兎に 其 \bar{o} 費取引 参考 他 ば う多 註 凡 相

こさである。 論 叢 公平なる職課の爲めに規定する所の法律を實行するここが如何に困難なるかは人の知る所であるさ。 租税に於ける補完作用に就きて 単税の他の國庫上の弱點は、 不平等なる賦課より生ずる所の不公平を避くべからずに深くする

(第五號

_ も

六三三

註して

ンは日く**、**

Seligman, Essays in taxation. 8ed. p. 76. 21)

らしめた一因き考ふる。

第十二卷 (第五號 一乙

(註一八) の不完全に基かず、むしろ發達法則的の條件に基くさいふが、私は租稅技術上の不完全もが夫の體系の成形を遊くべからざ ワグナーは夫の三方面(收得、財産、使用)への全租税體系の成形は恣意、偶然、多收主義又は租税行政の技術上

果として、 榯 ひ得ない(註 | 九)。 にて逃がさるゝこえを得、平均的に公平な負擔分配が行はるゝかといふことは決して明 Þ, カゝ に凡べての税を變更することは煩に堪へない らうが、 卽ち恰かも一税にて漏れたるものが他の税にて捕へられ、 破らるゝことゝなる恐がある(註二0)。 其故に夫の補完が完全なものとは必ずしもいへない。 ろ斯く諸税補完作用の利用が避くべからざるものとして、偖て倂し工果して諸稅結合の結) 夫の補完が甘く行はれて給付能力に適應することが理想通りに完全に行はるゝか 若も從來公平な分配が行はれたと假定するときは此二三の稅の增減の爲めに折角の公 又敷稅が存するとして其後財政需要の増減に應じて之を増減するとしても、 カゝ 5 自ら其中に就いて二三のものを選むの 前者にて捕へられたるものが後者 催 こは 外な :何う

平 が

2)

併し他方より見ると**、**

敷稅、

にても漏れるものを捕へ、其の不公平さなるべき黙を矯正して、一層の公平を齎らす 可 能 なる公平とはいへぬにせよ、重要な黙に於て一稅の不公平を匡正することは爭はれない。 且つ一税のみなれば生すべき其税の餤點を偏重せしめざるを得るの利がある(註三)。 之を無視しては到底公平なる課稅が出來ない(註三三)。 其は異つた方面を押へる税の組合せにより、一の比較的完全な税 夫の補完の結果 此 から b 精密 に非 あ

常に重要さがあり、

స్త

るであらうさいひ、フォツケは租稅(彼によれば所得稅さ收益稅)は其本質に依れば(交通稅消費稅の)補完を要しない。 しく税せらるゝこさの場合が想像さるべく、然るさきに彼の地位が敷配わるこさの爲めに唯むしろ不良させらるゝこさゝな

めに逃るゝ所の大所得を十分に課せず、又均しく此が腰迫的さなる所の貧民の小所得をも十分に課せずこいふ非難がある。 なれば此が各人を其全給付能力により課するから。併し不完全なる實際につき租税に對し、此が捕捉すべからざることの爲

卽ち第一點にては、其收益の捕捉すべからざるものは大商工業である。併し恰かも此にてはそんなに捕捉難でない。何さな れば斯かる營業にては簿記が租税義務者及官廳に收益の大さにつきての最精密なる指示を與へるから。又然らざる場合にて

の財産であるか又は其こなるか又は然うでないかを區別しない。而して此際通例は、馭者即ち給付能力少きものヽ覔擔に腐 る給付能力を決せしむる所の物件に達しないで、最一般的利用の享樂及消費品を税し、隨ふて貧民を壓迫し富者を宥恕する - 乂交通税は人の上に顧慮なしに、偶々交通に現はるく物體の價値に從つて測定する。そして此價値が實際關係者

も、消蛩秘は蛮に豧完及平準を與へないのみならず、唯不平等を一層增大するであらう。何さなれば此が恰も大なる最大な

あるからさいふo23 轉嫁することが出來、他方には此轉嫁が遂するや否や応問はず此稅を收益又は給付能力に或割合に置くことは全く不可能で する。恰も此さは反對を行はんさする租稅が如何に交通稅にて其補完な不可能に見出すかは、之によりて十分明か也さ考ふ いふが、此困難は實際に存するけれざも、之に應ずるの手段は誤である。何さなれば一力には此營業者は容易に此交通稅和 ――大なる信用業商業等の營業收益が確知の困難の爲めの故に其の各箇の取引に交通稅を課しなければならぬき

|註二〇| アブイファーは曰く、今國家醫婆が增加したとして、政府が其場合凡べて種々なる稅を同時に且つ同一割合にて高め の一方的の引上によりて此が破らるへ。政府の節約の結果さして租税輕易が可能なるさきも一樣である。全税の平等の輕減 るこさは可能でない。此故に通例は唯一又は全く少數の税のみが此迄よりも一層高い率にて課せられるこさしなる。 によりて凡べての國民が平等に砒せられない。從來行はれたる稅の合計によりて資擔の平等が作られたるさきは、各箇の稅

(第五號

九

六三五

論 散

租税に於ける補完作用に就きて

Pfeiffer, Staatseinnahmen, H. S. 66. Vocke, a. a. O. S.

叢 租税に於ける補完作用に就きて

人が之を努めても決して達せられない所であらうき。

(註1一)前出註六丁に掲げたる諸説、

(註二二) アグナーは、 此が國民經濟的及道義的原則に反することゝなるこいふて居る。人が租稅體系を作るにつき、夫の三大種(收得、財産、使用稅)を適當に配合しなかつたならば、

特にポーリユー、エーベルヒ参照

缺陷及過酷を生じ′

(B 利益原則加味の必要に應ずるに於て――は明かに單一稅制に依るを得ざることゝなる。

夫の

由をもつが、 0) 地方税にては純能力原則による稅の外に、 如き人的能力を見るものある 然るときは必然、 單一梲の能く之に應ずる能はざる所であつて、 の外、 他方に 利益原則を加味して能力原則に依る或梲を設くるの は特定收益税の如きものをも要することゝなる。 一方には所得財産 卽 理

b 或税の達し能はざるもの を他種の稅によりて補完する必要を見ることゝなる(註三三)。

|註|||||)コーンは曰く、租税給付は單一税にては充たさしめざる公正の種々なる根據に基く。 べき税にては濟むまいさ 地方團體又は國家の出費が歸する所の利益を受くるミきに、 此地主は學校維持及教質の爲めに其人的能力の標準により排ふ 例之、 土地所有者が彼の土地に

二財政的原 則 に適應する上にて

 σ ′補完といふことになるが、 (A) -**|**-分原 側の上にて 斯くの如く數税の組合せといふことは、 **尙收入の上より見ても一税にては到底十分の收入を得る能** 給付能力の見地 んより租 はざ 稅 る 栯 所

代は を充たし、 税にても行けやうが、 之を補完するの作用を爲すことになる(註三四)。 現代の文明國の如く其大な處では、 特に過去の如き財政需要の 到底一税にて能く充たすべ 小 なり きで

24) Pfeiffer, a. a. O. S. 64. 25) Wagner, a. a. O. S. 517. 26) Cohn, a. a. O. S. 315.

ない。 |税を持來ること避くべからずである(註二五)。

鉒 ツヶルは財産税につき、此税は收入の上にも一般所得税の收額を補完するな得さいふて居る。ストン

(姓)五 公債さ大な軍事費さなもつ國では單一税の削定に反對する理由は容易に見出すこさが出來又全く確かてあるさいひ、ヘッケ も近世國家の財政需要は頗る大なる租稅收入を期しなくてはならぬのに、單一稅では租稅缺陷が頗る大であらうさいひ、 ж | | | ューは佛國の實際の租稅需要を單稅にて充たすここは不能とはいほぬが、容易ではないであらう。

經濟では餘りに簡單なる租稅體系は唯少收入を生するに止まるさいひ、コツサは公毀の最大の減少が達せらるるここを傻定 カンプエンバツハも租税要求が小いこいふ條件を缺けば缺くほご單税實行の見込が小いこいひ、ロクシアーは發達した國民 **單税は租税體系の理想に相當するであらうが、──國々の大部分では軍備の必要と公債費の巨額さが支出の著しき**

要たもつ公共團體、特に公白費及大軍事費を有する大國は、小所得の大數を課稅上利用するここを斷念するな得ないのに て達することは全く不可能である。 減少を許さないさいひ、ワイスチングは全租税需要を財産に現けれたる各箇の給付能力により齎らすことが、租税需要の高 るを得さらしむるこいひ、ロツツは單一臺帳税に對する財政技術上の主たる非難は小所得を課する技術に關する。大なる語 さの爲めに旣に駄目さするならば、同一の目的な人的給付能力の最完全なる表示さして行はるる所の所得に基き、或一稅に 既に租税需要の高さが凡べての國をして直接及間接税の二の塊を相並んで採用せざ

小所得の塊を多收的に取る技術は盛帳税ではなくて從率稅特に大量消費稅であるさいふ。ヨウ

そして反對に敷多稅あれば中には可動原則に不適當なものの存するを発れ 更らに數多の稅が體系を成し居る方が大體單 税にても其が 可動原則を比較的良く充たす場合には其でも可であ __ 税のごきよりもより ないで、 此等 0 黢

く可

動原則に適ふ。い勿論軍一

(B)

可動

原則の上にてⅠ

27) Heckel, a. a. O. S. 209.

(第五號

叢

租税に於ける補完作用に就きて

に於て數多の稅の存することが可動原則上不利であるが、6併し數多くの稅の中には

六三七

可

7動原則:

²⁸⁾ Beaulieu, I. c. p. 182. 186. Heckel, a. a. O. S. 146. Umpfenbach. a. a. O. Roscher, a. a. O. S. 317. Cossa, a. a. O. S. 137. Fuisting, a. a. O. S. 17. 25, Lotz, a. a. O. S. 256.

論

散

第十三卷 (第五號 六三八

雖も、 ь — ば 適ふものが幾つも存し得て、例之、敷多の稅があれば所得稅のみならず財産稅の如く相當に可動 **企體の租税體系として多くのものの並存した方が、單一の如何なる可動的のものの存したよりも** なるものがあり得て、 其方にて補完さるることとなる。此あるが故に、 層多く可動に適ふことになる。夫の所得稅の如く最良く可動原則に適ふと認めらるるもの 時として或特別原因の爲め其遺憾なることがあり得る。此場合他にも可動なるものがあれ 其等可動數多のものの並存する方が、單一の可動的なるものの存するよ 多數の中には多少不滿足なものがあつても ح

全體上有利である(註二六)。

るる爲めに、或數の物體によりて安全にされなくてはならぬ。 セリケマンは曰く、收入は偶々或種のものに生じたる減少又は不足が他種のものの増加又は餘剩收入により補充さ ――如何なる種類の單税もが租税體系(其にては一のものが

三經濟的原則に適應する上にて――A一方より見れば單一稅なれば人民の厄介が少く、 9のものに反對して働くべき)よりも一属垣仲力小なるものであらうさ。20 其れだけ

中に 壓 ば にては經濟界の受くる打擊は數多稅よりも「層少くて濟むが如くである(註三七)。特に多數の稅 |實はそんな太しいものではない。却つて單一稅の爲めに其稅と直接なる事業又は經濟に與 |迫の過重といふことが一層重大事であつて、 は 産業を壓迫することの大なる稅をも発れぬ(註三人)。Bが倂し、數多稅の爲めの厄介壓迫 其が租税收入の必要の少い場合はさう大したこと

でないが(註三元)、今日の多くの國々の如く巨大なる需要を充たすことになれば、

そして之を單

29) Seligman, l. c. p. 76.

12 税にて負はすこととな 分散 3 n ば 初めて人々 れば實に堪 かゞ 、樂になる(註三二)斯くて今日の重き負擔を敷多の稅に分散すること へられざる重 |い壓迫を受くることとなる(註三○)。 之を數多の カゞ 經 稅

濟上有公 たならば、 金 ح 隨分ひごい い ふことになる。 打撃を與へることにならう。 所得税を幾ら良 ζ'n 枕とい つても、 今日の需要を凡べて之に負は

L

め

(註二八)バステーブルは此につき、凡べての商品の上の稅こ (註11七)ポーリューは單税が大な不公平なしに全財源を充たし得るならば、此が形式の澤山及生産交通の爲めの厄介を止 が義務者に不要な盡力を生じたさいひ、ウンプエンバツハは單稅なれば租稅義務者及交通にさり厄介少かるべしさいふ。 單稅は技術上、租稅義務者をして厄介を少からしめ且つ國民經濟を案さないこささならうさいひ、ヲウも租稅の多數なこさ こさこならうこいひ'バステーブルも單税なれば社會が産業上の制限の除去により利するこささならうこいひ'エー 品物の取引の上の税、 及生産の種々の形式の上の税は、 ルル ۲

註元 の爲め非常に有害で、納稅者にさり面倒且つ不便で徵收投過多であらうさいふ。 税に反對する説の中に、單一な支拂にて必要額を擧ぐるここによりて租税の實際の重さ及不滿足を刺殻するここがあるが ロツ シアーは絶對に非常に小な租稅需要の國のみが簡單なる租税の弊を遊くるを得べしていひに 23 ステーブル は単

公費が大に減少されたことを假定すれば、例之國民所得の八、1○、1 五%の代りに三、四%を製求することを假定すれば、

すれば、 未だ當て存在せず將來にも存在せざるべき理想國郎ち非常に富める國にして而も非常に制限せられたる公費をもつ國を想像 **産業の救濟及徴收の容易が一の所得税た以て、其收入た擧ぐる唯一の方法さしてすくむべきものさすべしさいひ、 単一税が行はるしであらうさいひこ** ニッチも

黉 前出註六1 アグナー参照 租税に於ける補完作用に就きて

第十三卷 (第五號 1111 去三九

產業發達

Beaulieu, l. c. p. 177. Bastable, l. c. p. 343. Ran, a. a. O. S. 422. Umpfenbach, a. a. O. Bastable, l. c. p. 345. Roscher, a. a. O. S. 317-8, Bastable, l. c. p. 30) Eheberg, a. a. O. Umpfenbach, a. a. O. S. 31)

³²⁵ Bastable, L.c. p. 346. Nitti, l. c. p. 314 Beaulieu, l. c. p. 187.

諡

黉

伺ほ ヘツケル 税は私事情に於ける非常に厄介な干渉なしに及鋭き大な監督なしには實行すべからざるものである。

皐 | 税は非常に壓迫的さなるであらう。何さなれば此が各箇の目標に於て頗る大な税額を拂ふことしなるからさいひ!

此よりいへば財産、所得、消費、取引、相續の資擔を出來るだけ公平に又出來るだけ輕くならしむる爲め、凡べてが穩かに | ステープルは、甞てアーサーヤングが租税に於ける簡単は租税に奥へらるこを得る最大な附加的の重きであるさいふたが

の感は 敷多の徴收行爲に分配せらるし税の多敷なることよりも一層壓迫的に感ぜられなくてはならめ。 課せらるべきであるこいひ、 一度に要求せられる額が大なれば大なるほご益々増加するさいひ、ポルグトも亦た單一所得税は全租税犠牲を種 エーベルビは單一所得税は此が各箇人に一度に要求する秘額の相對的に大なる高さの爲めに、 租税支排ご結付きたる不快

証言こ 資擔の擔當が分配により容易にせられる。啻に觀念及感知に於てのみならず、特に或種の稅につき行はるく生產及經營費を しての租税の取扱によりても然りさいひこ 前註三〇、バステーブル、エーベルヒ、 コツサは人は多数税より成る體系によりて、資舚の多様を以て租税義務者に一層 **ポルグト参照、尙ほフイスチングは租税の数多の爲めに各人にこりて租稅**

urity ここであるここによりて一層苦痛少くするここを止めることしなるべしさいふるの感迫點に分散するここによりて一層苦痛少くするここを止めることしなるべしさいふる

則に適應する上にて

懸迫少からしめやうさいふ目的な達すさいふ。 ※

四行政原 A最少費原則の上にて――

との出 極めて少費にて濟むものもあつて之を緩め、 (註三二)。 來るだけにて之を輕くするさいふこともある。 が倂し其は大したことではない。 敷多の稅によるの結果は確 といふのは多數稅の中には比較的多費なも 並に敷稅の間に互に賦稅の基礎材料を利用し合ふこ 加之此原則其ものが上記 かに 單 税よりも多少多費となる傾 の正義、 Ó 財 Ł 政 đ) は ろ あ 經

濟等

の諸原則に比すれば二次的價値を有つに過ぎずして、此に於て多少不利であつても、

其等

0)

Heckel, a. a. O. S. 146. Bastable, l. c. p. 345. Eheberg, a. a. O. S. 181-2. 33) Borght, a. a. O. S. 90-1.

Fuisting, a. a. O. S. 17. Cossa, a. a. O. S. 135. 34)

ろ

重大原則 より見て數多稅の並存相互補完を必要とする以上は、此方の不利は宥恕するに足る。

註三 ラウ等同様のこえを沈く。 なるここよりも一唇少嚢にて賦課し徴收し且つ監督するこさくなるさいふ。其他パステーブル、ボーリュー、エーベルヒ、 ウンプエンパツハは單稅なれば財務行政の爲めに便利且つ廉價なるべしさいひ、プアイフアーは單一稅は稅の多數

B便宜原則の上にて、 多數税の爲めに人民に於て面倒手數厄介多しといふこともあるが(註

とがある(註三四)。そして何れかといへば此後者の方が一層切實であり、 **作し其位のことよりも、** 多數税の爲め負擔の偏重せざる處に、 彼等の便宜に適ふとい 此若干便宜上の故障の為 ふこ

(註三四)前出註三〇、三一參照 (註三三)前出註二七、二八參照 めに夫の補完作用の利用を打棄てることゝなるべきものでない。

結

以上要之、

租税を單純理想的に

論ずれば單なる一良税にて租税需要を凡べて充たすことも考へ

論

らるゝが、少しく今日の實際に就いて適切なるものを求むとなれば、 は已むを得ないことであつて、 諸税がもつ所の特徴を利用 Ų **其反面に於て有つ所の弱點を相互** 或度まで租税の複雑 なこと

租税理想に近づき、 殲 租税に於ける補完作用に就きて 租税體系を成形せしむることがむしろ選むべきである。

に補完し、

即ち彼等の補完作用を利用することによりて、

此間に全體として諸原則を相當に充た

餄

(第五號 <u>=</u> 六四一

> Umpfenbach, a. a. O. S. 182. Pfeiffer, a. a. O. S. 64. Bastable, l. c. p. Beaulieu, l. c. p. 177. Eheberg, a. a. O. S. 181. Rau. a. a, O. S. 422.